

安全保障理事会議長声明

「女性および平和並びに安全保障」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2014年10月28日に開催された、安全保障理事会の第7289回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、諸決議1325(2000)、1820(2008)、1888(2009)、1889(2009)、1960(2010)、2106(2013)、2122(2013)の完全且つ効果的な履行に対する安保理の公約を再確認しそして安保理の公約をくり返し表明している女性および平和並びに安全保障に関する安保理議長の全ての諸声明を想起する。

安全保障理事会は、決議1325(2000)の履行の目的のための女性および平和並びに安全保障に関する事務総長報告書(S/2014/693)に感謝の念をもって留意し、そして履行、持続的進展および公約をより良い成果につなげる必要性に焦点を合わせていることをとりわけ歓迎する。

安全保障理事会は、女性と女児の能力と地位の向上並びにジェンダー平等が国際の平和および安全を維持する取組にとって決定的であることを再確認し、そして意思決定の全てのレベルでの女性の完全且つ平等な参加を確保するために、決議1325(2000)の完全な履行に対する執拗な障害は、女性の能力と地位の向上、参加および人権専用の公約を通して、また関連する指導力、終始一貫した情報の流れと行動および支援を通してのみ取り壊されることを強調する。

安全保障理事会は、国内、地域および地方のレベルでの、国内行動計画の策定および他の国内、準地域並びに地域的レベルの戦略および履行枠組を含む、決議1325(2000)を履行する加盟国の取組を歓迎し、そして加盟国に対し、そのような履行を追求し続けることを奨励する。安保理は、国際連合組織が1325(2000)の履行における加盟国の取組を支援しそして、適切な場合には、補足し続けるべきであることをさらに強調する。安保理は、紛争予防、解決および平和構築に対する女性組織を含む市民社会の決定的な貢献およびこれに関連して女性と国および国際的な意思決定機関との間の持続的な協議や対話の重要性を認識する。安保理は、ジェンダー平等を促進することおよび性的並びにジェンダーに基づく暴力を終わらせることにおける男性の関与を奨励する。

安全保障理事会は、安全保障理事会決議 2106（2013）および 2122（2013）を履行するために講じられた追加の措置を歓迎し、そして女性と女兒に関する武力紛争の影響に関する情報および分析の質、紛争予防と解決のあらゆる分野における女性の役割、平和創造と平和構築およびこれらの分野のジェンダーの広がり改善するため、また安保理に対するその報告や口頭説明における女性、平和および安全保障に関連する問題についての情報や関連する勧告を組織的に含めるための国際連合による持続的な取組の重要性に留意する。安保理は、テロ行為を原因とする国際の平和および安全に対する脅威に関するものを含む、安保理の議事日程議題の全ての関連するテーマ別作業分野における分野横断的な主題として女性、平和および安全保障に対する安保理の注意を増加する安保理の意図をくり返し表明する。

安全保障理事会は、難民および国内避難の女性や女兒が、移送サイクルの様々な段階の中で起こり得る、性的およびジェンダーに基づく暴力を含む人権違反や侵害の様々な形態、および差別の対象となる高い危険にあることを認識している。安全保障理事会は、難民および国内避難民の女性や女兒を含む、自国の住民の保護における加盟国の主要な責任を再確認する。安保理は、とりわけ女性や適切な場合には女性主導の組織との協議を通して、難民および国内避難民の女性や女兒に対する、とりわけ性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、暴力を予防しまた保護を提供するための効果的な制度の策定を支援しまた強化する、事務総長および関連する国際連合諸機関の重要性を強調する。

安保理は加盟国に対し、暴力の対象となることから難民および国内避難民の女性や女兒を予防するため、またそのような状況にある女性のための司法の利用権を強化するため、性的およびジェンダーに基づく暴力の迅速な捜査、起訴および処罰並びに適切な場合には被害者のための賠償を通じたものを含む、措置を講じることを促す。安保理は、女性および女兒に対して犯された国際的に関心のある最も重大な犯罪に対する刑事責任の免除との闘いが、国際刑事裁判所の活動、アドホックおよび混合法廷、並びに国内法廷における特別裁判部を通して強化されてきていることを強調する。

安全保障理事会は、小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用が、武力紛争をあいりそして女性および女兒に対して犯された暴力について過剰な影響を有し、また性的およびジェンダーに基づく暴力を悪化させていることを深い懸念をもってくり返し表明する。

安全保障理事会は、武力紛争において関係する全ての当事者に対し、人道援助および保護並びに教育、

保健、住居およびとりわけ社会の隅に追いやられる危険が増加した難民および国内避難民の女性や女児のための、土地や建物のような資産を含む実りの多い暮らしのような基本的なサービスに対する難民および国内避難民の女性による完全且つ妨害のないアクセスを許可することを促す。安保理は、人道援助および資金調達があらゆる種類の医療、法的、心理社会的および暮らしのサービスの提供を含むことを確保することを追求している加盟国および国際連合組織の重要性を認識し、そして差別なしに、レイプに由来する妊娠に関するものを含む、あらゆる種類の性および生殖に関わる保健サービスにアクセスする必要性に留意する。安全保障理事会は、難民および国内避難民の女性と女児は、差別的な国籍法、登録に対する障害および身分証明書が得られないことの結果として無国籍になる増加したリスクにいることをさらに認識し、そして国家に対し、そのような女性や女児に対し全ての必要な身分証明書の迅速且つ平等な提供を確保することを促す。

安全保障理事会は、加盟国、事務総長および関連する国際連合機関に対し、難民および国内避難民の女性並びに適切な場合には若い女性の、移送サイクルの全ての段階で、難民および国内避難民の女性と女児のための政策と計画の作例、実施、監視および評価への、有意義な参加を確保することを促す。安保理は、女性の具体的な必要性と能力を評価し、そして全ての関連する関係者が、どの程度の回復計画が女性、男性、女児および男児に利益を与えているのかを有意義に計測するために必要とされる性別および年齢別の資料の組織的な収集、分析および活用をさらに求める。

安全保障理事会は、テロリズムに資することができる、暴力的な過激主義が、しばしば増加した移送をもたらし、そして殺人、拉致、人質を取ること、誘拐、奴隷にすること、女性や女児の売買および強制結婚、人身取引、レイプ、性的奴隷および性的暴力の他の形態を含む、女性や女児に対して犯された重大な人権違反や侵害を導いている、頻繁に女性や女児を標的としていることを深い懸念をもって表明する。安保理は全ての加盟国に対し、国際法、とりわけ国際人権法、難民法および国際人道法の下での全ての自国の義務を尊重する一方で、テロリズムに資することができる暴力的な過激主義に影響を受けた自国住民、とりわけ女性や女児を保護することを促す。安保理は加盟国に対し、暴力的な過激主義に対抗する戦略を策定することにおいて、難民および国内避難民の女性を含む、女性および女性組織の参加と指導力を関与させること、また暴力的な過激主義の拡散に資する条件に、女性の地位と能力の向上によるものを含んで、さらに対処することを奨励する。

安全保障理事会は、決議 1325 (2000) を履行することにおける地球的、地域的および国内的レベル

での進展を評価し、公約を更新しそして決議 1325（2000）の履行において出現してきた障害や制約に対処するため 2015 年にハイレベル・レビューを開催する安保理の意図をくり返し表明する。安全保障理事会は、それら加盟国、適切な場合には地域的機構、および決議 1325（2000）の履行を支援する枠組および計画を策定してきた国際連合組織に対し、2015 年ハイレベル・レビューに間に合うように、既存の履行計画および目標を再検討することを始めること、そして進展を加速した新しい目標をまとめる準備をすることを奨励する。

安保理は、良い慣行の例、履行格差および課題並びに出現してきた傾向および行動のための優先事項を強調しつつ、ハイレベル・レビューの準備における、決議 1325（2000）の履行に関する地球規模の研究の事務総長による依頼を歓迎する。安全保障理事会は、加盟国、地域的および適切な場合には準地域的機構、並びに国際連合組織に対し、同研究に貢献することを奨励する。安全保障理事会は、決議 1325（2000）の履行に関する事務総長の次の年次報告書の範囲内で事務総長に対し、地球規模の研究の結果について提出することおよび国際連合の全ての加盟国に対しこれを利用可能とすることを招請する。